

令和4年10月
名古屋税関保税会
秋季保税事務研修会

保税制度の概要について



名古屋税関監視部
保税総括許可部門

本日の説明内容

1. 保税制度の意義と必要性
2. 保税制度の概要
3. 保税地域制度
4. 特定保税承認（AEO保税地域）制度
5. 管内の保税地域の推移
6. 保税地域に対する処分
7. 製造工場制度

1. 保税制度の意義と必要性

税関の使命

① 国民の安全・安心の確保

- ・令和3年中の税関における不正薬物の
→摘発件数： 833件(前年比12%増)
→押収量： 約1,138kg(前年比41%減)
といずれも減少しているものの、深刻な状況が継続

② 税の適正・公平な徴収

- ・全国税関の収納額(令和3年度)
→約11.2兆円、国税収入の約15.5%

③ 貿易手続きの円滑化

- ・AEO制度の更なる拡大
- ・通関書類のPDF等での提出



外国貨物の蔵置、移動等について一定の制限を設け、
税関の監督下に置く制度



保税制度

目的

- ・貿易秩序の維持
- ・関税債権の確保
- ・貿易取引の円滑化等

※もし、保税制度がなければ・・・

- ・貨物は、不特定多数の場所に置かれ、密輸出入及び貨物の抜き取りや、すり替え等の不正行為が容易

- ・社会悪物品等の効率的・効果的な取締り、適正な申告・徴税の確保が困難



- ・不正に関税等を免れた貨物が安価で国内に流通し、**国内産業に重大な損害が生じる**

- ・国民生活の安全・健康の維持・国際的な平和維持・環境保護等の**社会的秩序が失われる**

税関における不正薬物の摘発(全国)

種類	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比
		(2017年)	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	
覚醒剤	件	151	169	425	72	95	132%
	kg	1,159	1,159	2,587	811	912	112%
大麻	件	171	218	242	204	199	98%
	kg	131	156	82	126	153	122%
あへん	件	-	-	-	-	1	全増
	kg	-	-	-	-	4	全増
麻薬	件	170	225	209	167	230	138%
	kg	82	161	656	822	51	6%
	千錠	2	32	61	90	130	145%
向精神薬	件	17	38	6	2	6	300%
	kg	0	0	-	-	0	全増
	千錠	4	26	0	1	1	131%
指定薬物	件	275	221	165	300	302	101%
	kg	8	17	14	169	17	10%
合計	件	784	871	1,047	745	833	112%
	kg	1,380	1,493	3,339	1,928	1,138	59%
	千錠	6	58	61	91	132	144%
(参考) 使用回数	万回	4,638	4,427	10,957	5,530	3,237	59%

(注) 数量の表記について、「0」とは500g又は500錠未満の場合を示し、「-」とは全くない場合を示す。

2. 保税制度の概要

(1) 保税地域制度（関税法第4章）

外国貨物を蔵置、加工、製造、展示等を行うことができる場所として財務大臣の指定、税関長の許可により設ける。

(2) 保税運送制度（関税法第5章）

開港、税関空港、税関官署、保税地域等相互間に限り外国貨物のまま運送できる。

(3) 収容・公売制度（関税法第7章）

保税地域にある外国貨物で蔵置期間を経過したものを、強制的に管理、占有、公売できる。

3. 保税地域制度

輸出入貨物について
適正な通関手続の履
行の確保

麻薬、銃砲、テロ関
連物資、知的財産侵
害物品等の不正輸入
の防止 及び 武器、
盗難車等の不正輸出
の防止

関税及び内国消費税
の徴収の確保

の
た
め

外国貨物を
税関の監督
下にある特
定の地域に
集約して当
該貨物の管
理を行う

+

税関の通関
検査等を効
率的に実施



保税地域

- 指定保税地域
- 保税蔵置場
- 保税工場
- 保税展示場
- 総合保税地域

(関税法第29条)

保税地域の概要

保税地域	主な機能	蔵置期間	置くことの承認	被許可者等の義務
指定保税地域 (法37条)	積卸、運搬、 一時蔵置	搬入の日から 一ヶ月	不要	<ul style="list-style-type: none"> 関税納付義務 記帳義務 処分等の際の協議義務等
保税蔵置場 (法42条)	積卸、運搬、 蔵置	最初の蔵入れ 承認の日から 2年	必要 (3ヶ月をこえる 場合)	<ul style="list-style-type: none"> 関税納付義務(倉主責任) 記帳義務 収容能力増減届出義務 休業・廃業届出義務
保税工場 (法56条)	加工、製造、 改装、仕分け	移入承認の日 から2年	必要 (3ヶ月をこえる 場合・保税作業使 用の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 保税蔵置場に同じ 保税作業届出義務
保税展示場 (法62条の2)	展示、使用	税関長が指定 した期間	必要	<ul style="list-style-type: none"> 保税蔵置場に同じ
総合保税地域 (法62条の8)	各種の保税機 能を総合的に 活用	総保入承認の 日から2年	必要 (3ヶ月をこえる 場合)	<ul style="list-style-type: none"> 保税蔵置場に同じ 販売貨物等の搬入届出義務

経済活性化のための保税地域の活用について

これまで保税地域において展示や個別の販売等は想定されていなかったが、美術品の国際的なオークション等の開催や、文化の振興や国際物流・経済の活性化等に寄与すると認められる催しについては従来の事務手続きを整理して関税法基本通達の改正を行い、一定の条件下で可能となるよう明確化した。（令和2年度）

また、今年度は保税制度全般について、経済活性化のために保税工場や保税展示場などを含めて、制度全体の利用促進を図るため、関係団体等へ周知を行っていく。

保税地域における国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアについて

経緯

- ・ 美術品等の国際的なオークションや、様々なアートギャラリーが一堂に集まり作品を展示販売するアートフェアを開催しようとする動きがある。
- ・ それらは、文化の振興や国際物流・経済の活性化等に繋がるものであることを踏まえ、本件について、保税地域の活用を可能とするもの。
- ・ 既に許可を受けている保税地域に加え、新たに保税地域の許可を受けて開催することも可能である。

保税地域の活用

○ 保税地域とは

保税地域とは、外国貨物についての蔵置や展示ができる場所である。

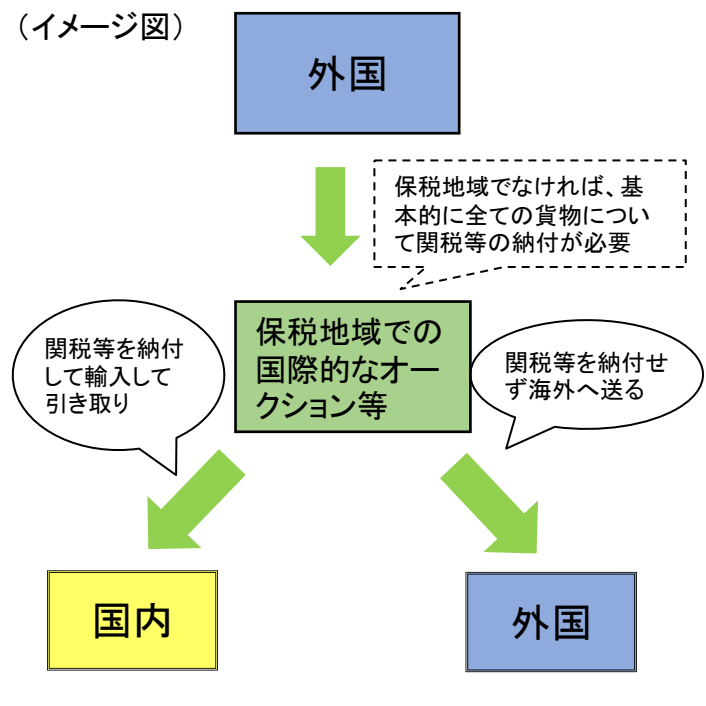
○ 関税等の取扱いについて

保税地域では、関税、内国消費税及び地方消費税を課されることなく外国貨物の蔵置等を行うことができる。

保税地域でのオークションにおいて落札又はアートフェアあるいはギャラリーにおいて販売された外国貨物は、日本国内に引き取られる場合は、外国貨物の輸入となるので、輸入手続きを行い、関税等の納付が必要となる。

一方、外国貨物が輸入されることなく、外国へ送られる場合は、関税等の納付は必要ない。

(イメージ図)



保税地域における「自主管理制度」

昭和46年以前

保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出が必要



<貿易量（搬出入貨物）の増大による官民の事務の負担増>

昭和46年（昭和47年度関税法改正）

自主管理制度の導入 → 取締上支障がない保税地域について
搬出入事績を記帳し届出に替える



<保税地域の9割以上が自主管理制度適用となり定着>

平成9年度関税法改正

記帳義務を追加 → 届出制を廃止し全面的に自主管理制度を適用

4. 特定保税承認 (AEO保税地域) 制度

- ▶ 保税蔵置場又は保税工場の許可を受けている者で、
- ▶ 貨物のセキュリティ管理と
- ▶ コンプライアンス（法令遵守）の体制が整備された者として
- ▶ あらかじめ税関長の承認を受けた者（特定保税承認者）は、
- ▶ 税関長へ届け出ることにより
- ▶ 保税蔵置場又は保税工場を設置することが可能となるほか、
- ▶ 当該保税蔵置場等にかかる許可手数料も免除される制度

<関税法第50条、第61条の5>

Q1. 承認を受けるための要件は。

特定保税承認制度の承認を受けるための要件は、以下のとおり。

- ① 3年以上継続して保税蔵置場等の被許可者であること
- ② 過去の一定期間内^(注)に関税法その他の法律の規定に違反して犯則処分等を受けていないこと
(注：関税関係法令は3年、その他の法令は2年)
- ③ 外国貨物の蔵置等に関する業務について法令遵守規則を定めていること
(法令を遵守するための管理体制を確立し、業務を適正かつ確実に遂行することが必要)
- ④ 外国貨物の蔵置等に関する業務について
 - － 電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うこと
 - － その他貨物の蔵置等に関する業務を適正かつ確実に遂行することができること

Q2. この制度を利用することによってどのようなベネフィット（便益）を受けられますか。

この制度を利用できる者として税関長の承認を受けた場合には、次の特例措置を受けることが可能となる。

- ① 要件を満たす場所を届出により保税蔵置場等として利用することができる。
なお、既に保税蔵置場等の許可を受けている場所について、届出を行うことができる。
- ② ①の届出を行った場所について、
 - イ コンプライアンスを反映した税関検査が受けられる
 - ロ 許可手数料が免除される
 - ハ 一般の保税蔵置場等より許可期間が長くなる（6年→8年）

Q3. 保税蔵置場等として利用するため届出を行うことができる場所の要件は何ですか。

届出を行うことができる場所の要件は以下のとおりである。

- ・ NACCS を使用して貨物管理を行うことができること**
- ・ 法令遵守規則に従い業務を適正かつ確実に遂行できること**
- ・ 保税蔵置場等の許可要件と同等の設備的要件を満たしていること**

5. 管内の保税地域の推移

年	指定 保税地域	保税蔵置場	保税工場	総合 保税地域	合計
平成29年	15	727(161)	36	1	779
平成30年	15	722(160)	36	1	774
平成31年	15	719(160)	32	1	767
令和2年	15	703(160)	29	1	748
令和3年	15	698(160)	29	1	743
令和4年	15	698(161)	24	1	738

- ・ 許可件数等は各年1月1日現在
- ・ 保税蔵置場の括弧書きは届出蔵置場（内書き）

6. 保税地域に対する処分

保税地域の被許可者（指定保税地域又は総合保税地域における貨物管理者を含む。）が関税法の規定に違反した場合等の処分



保税地域の被許可者に対し、

- 期間を指定した外国貨物等の**搬入停止**
- 保税地域の**許可の取り消し**

ができる（関税法第48条第1項）



《具体的基準》

関税法基本通達48-1

（保税蔵置場に対する処分の基準等）

関税法第48条 保税蔵置場における許可の取り消し等

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

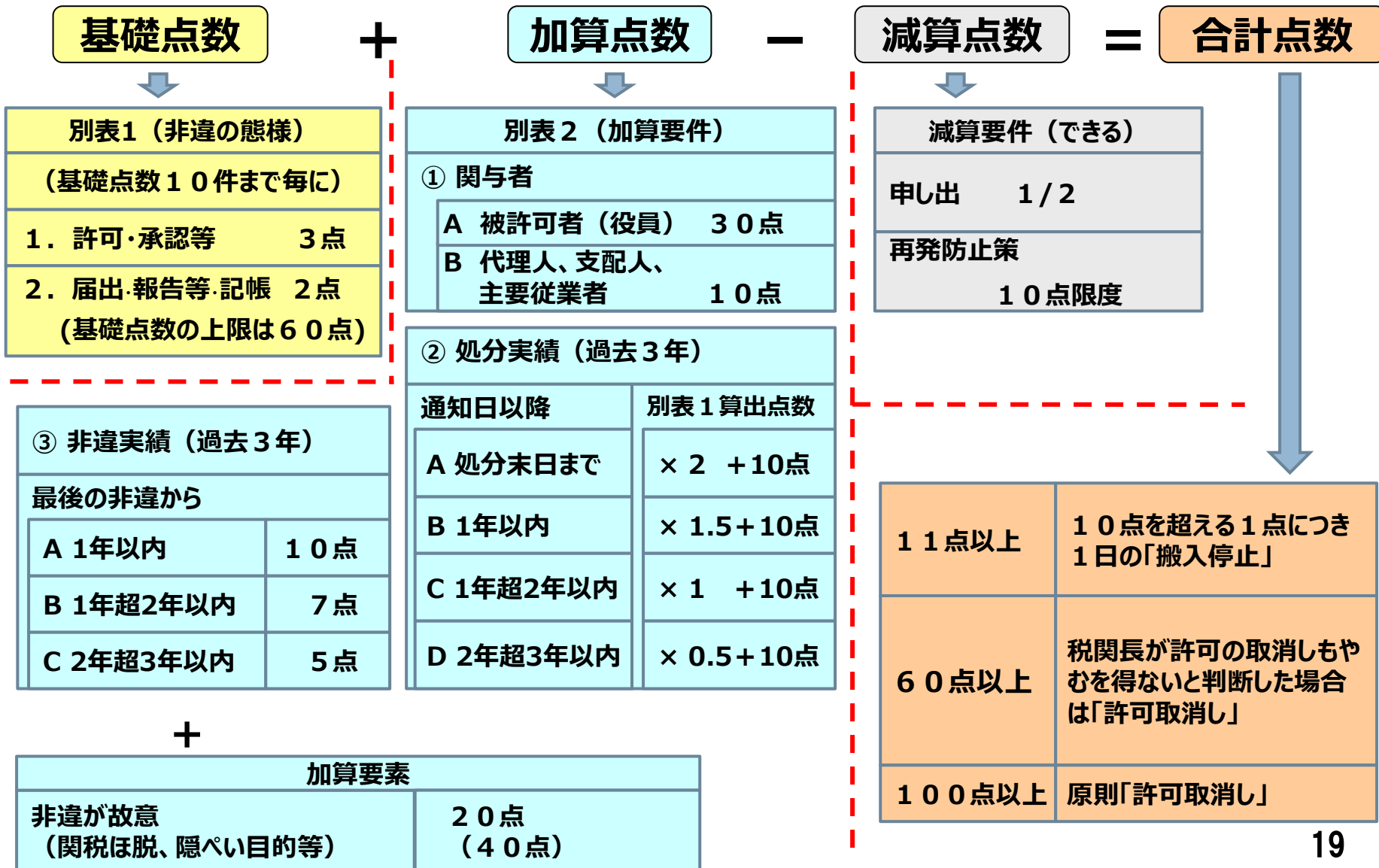
処分要件

- ① 保税蔵置場の被許可者、役員、代理人、支配人その他の従業者が、保税蔵置場の業務について、関税法の規定に違反したとき。
(第1号処分)
- ② 保税蔵置場の被許可者について、関税法第43条第2号から第10号まで（許可の要件）のいずれかに該当することとなったとき。
(第2号処分)

関税法第43条(許可の要件)の概略

- 第 2 号 : 申請者が関税法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受けた場合
- 第 3 号 : 申請者が関税法以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられた場合
- 第 4 号 : 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定に違反して、罰金刑を受けた場合
- 第 5 号 : 申請者が暴力団員等である場合
- 第 6 号 : 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- 第 7 号 : 申請者が暴力団員等により事業活動を支配されている者である場合
- 第 8 号 : 申請者の資力が薄弱、保税蔵置場の業務を行う十分な能力がないと認められる場合
- 第 9 号 : 設備が保税蔵置場として不適當であると認められる場合
- 第 10号 : 保税蔵置場として利用見込み又は価値が少ないと認められる場合

保税蔵置場に対する関税法第48条第1項第1号に基づく処分 (保税蔵置場の業務について関税法に違反した場合)



処分点数の算出方法（具体的事例①）

台帳作成担当者(従業員)が台帳を作成していなかった。
 (件数:120) → 税関の保税業務検査により発覚

(イ)別表1	2. ② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をする事。 基礎点数2点（10件まで毎に）	⇒	基礎点数	計24点
(ロ)別表2	加算点数表①、②、③ 該当なし	加算なし	＋0点
(ハ)	故意ではない	加算なし	＋0点
(ニ)	<u>税関が行う業務検査により非違が発覚した場合</u>	減算なし	▲0点
(ホ)	再発防止に向け直ちに方策を講じた場合（改善計画策定など） 10点を限度として減算できる			▲10点

合計点数 14点（搬入停止 4日間）

処分点数の算出方法（具体的事例②）

台帳作成担当者（従業員）が台帳を作成していなかった。
 （件数：120） → 内部監査などにより発覚・申出

(イ) 別表 1	2. ② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をする事。 基礎点数 2点（10件まで毎に） ⇒ 基礎点数 計24点
(ロ) 別表 2	加算点数表①、②、③ 該当なし 加算なし + 0点
(ハ)	故意ではない 加算なし + 0点
(ニ)	税関が具体的に非違の指摘を行う前に自ら申し出た場合 ▲12点 (イ)～(ハ)の合計点数から2分の1相当の点数を減算できる
(ホ)	再発防止に向け直ちに方策を講じた場合（改善計画策定など） ▲10点 10点を限度として減算できる

最大限に減算した場合の合計点数 2点（処分なし）

保税蔵置場に対する法第48条第1項第2号に基づく処分 (被許可者等が関税法の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受けた場合)

違反点数 + 加算点数 - 減算点数 = 合計点数

別表3	違反点数	
関税法の罰条	被許可者	役員等
108条の4 109条 109条の2 (1項~4項)	120点	70点
110条 111条 (1項~3項) 112条1項	110点	60点

§

116条 117条	処罰の根拠となつた罰条の点数
--------------	----------------

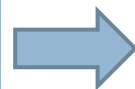
別表2 (加算要件)	
② 処分実績 (過去3年)	
通知日以降	別表1算出点数
A 処分末日まで	× 2 + 10点
B 1年以内	× 1.5 + 10点
C 1年超2年以内	× 1 + 10点
D 2年超3年以内	× 0.5 + 10点

減算要件 (できる)	
申し出	1 / 2
再発防止策	10点限度

11点以上	10点を超える1点につき1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合は「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」

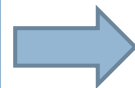
役員等が関税法に違反して通告処分を受けた場合の事例

- 海外視察で、
- 高級バックを購入
- 帰国時に無申告
- 空港税関で摘発
- 通告処分



- 保稅処分 別表3
- 関税法第110条適用
(関税ほ脱)
- 違反点数 60点

- インターネットで
- 海外のわいせつDVD購入
- 外国郵便を扱う税関で摘発
- 通告処分



- 保稅処分 別表3
- 関税法第109条
(輸入してはならない貨物の輸入)
- 違反点数 70点

7. 製造工場制度(関税定率法・関税暫定措置法)

関税定率法第13条及び関税暫定措置法第9条の2に規定され、飼料製造に使用される「こうりゃん、とうもろこし等及び小麦、大麦」の関税負担を免除することで、我が国の畜産農家に対して良質かつ低廉な飼料の安定供給を行い、国民生活の安定を図ろうとする制度です。

名古屋税関管内の製造工場(令和4年1月1日現在)

関税定率法第13条(とうもろこし、こうりゃん等) : 19工場
関税暫定措置法第9条の2(小麦、大麦) : 14工場

本関地区〈西部・南部出張所管内を除く〉の保稅地域の皆様への保稅總括許可部門からのお願い

役員や主要従業者の変更・許可面積の変更・工事の届出等、保稅地域の許可内容の変更手続きの際、お手数ですが**来庁前に電話連絡いただきますようお願いいたします。**

窓口での待ち時間の短縮と手続きによっては代替手段により来庁せずに済むものもあります。また、工事届の必要性の有無についても判断できますので、皆様の事務の効率化にもつながります。

該当する保稅地域の方は社内で共有をお願いします

連絡先 監視部保稅總括許可部門

電話 052-654-4092